

「こどもの権利擁護部会」の新設について

1 こどもの権利擁護部会の設置理由について

令和4年6月に改正された児童福祉法（令和6年4月1日施行）により、措置等の決定時においてこどもの意見聴取等を行うこと、こどもの意見表明等を支援するための事業（意見表明等支援事業）を制度に位置づけ体制整備に努めることと併せて、施設等入所や一時保護等の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会その他の機関による調査審議・意見具申が行われるようにすることにより、こどもの権利擁護にかかる環境を整備することが都道府県等の業務として位置づけられた。

これに伴い、本市においては、児童福祉審議会に新たに「こどもの権利擁護部会」を設置し、児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の対象となるこどもからの意見表明に関して調査審議を行い、必要な場合に、こども相談センター等関係機関に意見を具申し、意見を踏まえた対応を求める。また、こどもに対し、部会での審議や意見具申の内容についてフィードバックを行う。

なお、こどもの意向や意見表明の内容等により、他部会での審議がふさわしいと考えられる場合には、事務局において各部会担当と調整を行うものとする。

2 設置時期について

令和6年4月1日設置予定

3 部会の委員の選任について

児童福祉分野、心理分野、法的分野、医療的分野の観点から調査・審議するため、学識経験者（児童福祉、心理等）、弁護士、医師（児童精神科等）から選定し、社会的養護経験者（18歳以上）を加えて、5名程度の選任を予定している。

4 その他

意見申立てに当たって、こどもの希望がある場合は、こども本人が意見表明等支援員のサポート等を得ながら、自ら部会に申し立てることを想定する。

【参考】児童福祉法（令和6年4月1日施行予定）

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

リ 児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うこと。